

練馬区立公民館運営審議会条例

昭和59年12月12日

条例第49号

(趣旨)

第1条 この条例は、練馬区立公民館の適正な運営を図るため、社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条の規定に基づき設置する練馬区立公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 審議会は、委員27人以内をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長を各1人置く。

2 会長および副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、つぎの各号の一に該当するときは、審議회를招集しなければならない。

(1) 練馬区立公民館長から諮問があったとき。

(2) 委員の3分の1以上の者から審議会に付議すべき事項を示して審議会の招集の請求があったとき。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務める。

5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、練馬公民館において処理する。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、練馬区教育委員会規則で定める。

付 則

1 この条例は、昭和60年5月1日から施行する。

2 練馬区公民館設置条例(昭和28年12月練馬区条例第11号。以下「設置条例」という。)に基づく練馬区公民館運営審議会およびその委員は、この条例に基づく審議会およびその委員となるものとする。この場合において、当該委員の任期は、設置条例第5条第3項に定める任期の残任期間とする。